

## 「岐阜県におけるマッチング支援事業」実施要領

### （事業の目的）

第1 岐阜県は、岐阜県版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、岐阜県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、マッチング支援事業を実施する。

### （事業の概要）

第2 岐阜県は、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県（以下、「東京圏」という。）の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを運営する（職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業）とともに、市町村や経済団体等の協力を得て掘り起しを行った中小企業等の求人情報について、当該サイトへの掲載を行う。

### （事業の実施）

第3 岐阜県は、マッチング支援事業を、次のとおり実施する。

#### （1）マッチングサイトの運営

①に定める要件を満たす「東京圏からの移住支援事業費補助金（以下、「移住支援金」という）」の対象法人の求人情報を掲載する等のため、マッチングサイトの運営を行う。

#### ① 支援金対象法人の共通要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

（イ）資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。

（ウ）みなし大企業でないこと。

（本事業に係る「みなし大企業」とは、以下のいずれかに該当する法人とする。）

・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人

・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人

・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

（エ）本店所在地が東京圏のうち条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振

興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。）以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。

（オ）雇用保険の適用事業主であること。

（カ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗業者でないこと。

（キ）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

## （2）移住支援金の対象法人の登録

岐阜県知事は、以下のとおり、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

### ① 申請

移住支援金の対象法人の登録申請者は、申請書（様式第 1 号）に加え、（1）

①の要件に該当することを証する書類を岐阜県知事に提出するものとする。

### ② 登録

岐阜県知事は、①の申請が（1）①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

### ③ 変更

移住支援金の対象法人の登録申請者は、本事業の登録の内容に変更があったときは、変更届（様式第 2 号）により速やかに岐阜県知事へ届け出るものとする。

### ④ 抹消

移住支援金の対象法人の登録申請者は、本事業の登録の抹消を希望するときには、抹消届（様式第 3 号）により岐阜県知事へ届け出るものとする。

### ⑤ 取消

岐阜県知事は、移住支援金の対象法人が虚偽の内容を申請したことが判明したときは、本事業の登録を取り消すことができるものとする。

## （3）対象法人、掲載求人に係る情報共有

岐阜県は、移住支援金の対象法人及びマッチングサイトの掲載求人について、県内市町村の求めに応じて情報共有することとする。

（登録の有効期限）

第 4 登録の有効期限は、マッチング支援事業が継続する限りとする。

（協力）

第 5 岐阜県と市町村は、マッチング支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(指導監督)

第6 岐阜県は、この登録に関する事項について、必要に応じて、移住支援金の対象法人に対して報告を求めることができるものとする。

(雑則)

第7 この要領に定めるもののほか、マッチング支援事業に関して必要な事項は、岐阜県が別に定める。

附 則

この要領は、2019年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、2019年12月20日から施行する。